

基 安 発 1021 第 2 号
平成 23 年 10 月 21 日

岩手労働局長
宮城労働局長
福島労働局長

} 殿

厚生労働省労働基準局
安 全 衛 生 部 長
(公 印 省 略)

東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に係る災害復旧工事における労働災害防止対策については、平成 23 年 3 月 18 日付け基安安発 0318 第 2 号及び基安化発 0318 第 9 号「東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」等に基づき、関係行政機関等と連携のもと、被災地における災害復旧・復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を推進しているところである。

貴局管内においては、地域によって進捗状況に差はあるものの、津波によって発生・漂着した「建築物等の残がい」や「流木」等の「がれき」の処理作業が一定程度終了し、住宅やビルなどの建築物等の解体工事が行われているところであるが、今後、「まちづくり」の本格化に伴い、一定のエリア内で複数の工事が近接・密集して行われること等が予想されることから労働災害の発生が懸念されるところである。

本年 6 月に立ち上げられた「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」においても、同様の問題意識から議論がなされ、①「工事エリア」ごとに関係者が安全衛生対策を協議するための組織、② ①を円滑に設置・運営するための「県単位」又は「地区単位」等の連絡会議を早急に設置する必要があるとの合意がなされたところである。

については、別紙のとおり、「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織設置要綱」を定めたので、関係発注機関及び建設業関係団体と十分に連携のもと、まずは、「県単位」に設置する連絡会議を設置し、その後、管内の実情を十分に踏まえ、「地区単位」等に設置する連絡会議及びエリア別協議組織が円滑に設置・運営されるよう、事業者に対し、必要な助言・指導を行う等復旧・復興工事における労働災害防止対策に遺漏なきを期されたい。

なお、別添のとおり関係発注機関及び建設業関係団体等に対し、東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の円滑な設置・運営について要請しているので念のため申し添える。

東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織設置要綱

1 趣旨

被災地においては、地域によって進捗状況に差はあるものの、復旧・復興工事が進められているところであるが、今後、「まちづくり」の本格化に伴い、一定のエリア内で複数の工事が近接・密集して行われること等が予想されることから労働災害の発生が懸念されるところである。

このため、複数の工事が近接・密集して行われる「工事エリア」ごとに、「元方事業者」、「発注機関」等の関係者から構成される協議組織（以下「エリア別協議組織」という。）を構築し、①安全衛生に関する統一ルールの下での工事の施工、②安全衛生教育の共同実施等に「工事エリア」が一丸となって取り組むことにより、輻輳して行われる復旧・復興工事における労働災害の防止を図ることとする。

また、上記の「エリア別協議組織」の円滑な構築・運営に資するため、岩手、宮城、福島 の 3 県において、「県単位」の「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置するとともに、各県の実情に応じ「地区単位」等の連絡会議を設置することとする。

2 連絡会議

(1) 構成レベル（別紙1 参照）

ア 「県単位」のものに加え、「監督署の管轄」、「建災防分会」、「市町村」などの「地区単位」等のものを各県における実情に応じて設置すること。

イ 会議の開催に当たっては、「〇〇県発注機関連絡会議」や「〇〇分会労働災害防止連絡協議会」等既存の枠組みを積極的に活用する。

(2) 構成員

ア 「県単位」に設置する連絡会議

各県内で実施される復旧・復興工事の発注状況等を踏まえ、次に掲げる者から適切に選定する。なお、「地区単位」等に連絡会議を設置する場合においては、（エ）の選定に当たり、可能な限り、当該連絡会議の主要メンバーを充てること。

（ア）特に被害の大きかった自治体の公共工事担当部署

（イ）県の公共工事担当部署

（ウ）国の発注機関

（エ）建設業関係団体（大手ゼネコンの団体、地場ゼネコンの団体）

（オ）建災防支部

（カ）労働局（事務局）

イ 「地区単位」等に設置する連絡会議

各地区の範囲内で実施される復旧・復興工事の発注状況等を踏まえ、次に掲げる者から適切に選定する。なお、（ウ）の選定に当たっては、可能な限り、地区内で行われる主要工事に係る「エリア別協議組織」の幹事等各エリアで実施される工事の全体像を把握している者を充てること。

（ア）関係自治体の公共工事担当部署

（イ）国の発注機関の関係出先機関

（ウ）建設業関係団体（大手ゼネコンの団体、地場ゼネコンの団体）

（エ）建災防分会

（オ）労働基準監督署・警察等（必要に応じ助言・指導）

（３）事務局

ア 「県単位」に設置する連絡会議の事務局は、各労働局労働基準部健康安全主務課が務める。

イ 「地区単位」等に設置する連絡会議の事務局は、各県における実情や既存の会議等の設置状況に応じ、「県単位」に設置する連絡会議において定める。

（４）検討事項等

各連絡会議における検討事項については、概ね、次のとおりとするが、各県における実情に応じ、「県単位」、「地区単位」等に設置する連絡会議において柔軟に分担を変更して差し支えないものとする。

ア 「県単位」に設置する連絡会議

（ア）県内で実施される復旧・復興工事に関する情報の共有

（イ）「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」において検討された事項についての周知及び推進に関する事項

（ウ）県内で実施される復旧・復興工事における安全衛生に関する基本的なルールの一

（エ）「地区単位」等に設置する連絡会議の構成及び協議事項等

（オ）その他、「地区単位」等に設置する連絡会議又は「エリア別協議組織」の円滑な構築・運営に必要な事項

イ 「地区単位」等に設置する連絡会議

（ア）管内で実施される復旧・復興工事に関する情報の共有

（イ）「県単位」で設置された連絡会議において検討された事項についての周知及び推進に関する事項

（ウ）管内で実施する復旧・復興工事における安全衛生に関する基本的なルールの周知

（エ）管内における安全衛生に関する基本的なルールの統一（「県単位」に設置する連絡会議より、安全衛生に関する基本的なルールの統一を委任された場合）

（オ）「エリア別協議組織」の構成及び協議事項等

（カ）その他、「エリア別協議組織」の円滑な構築・運営に必要な事項

3 エリア別協議組織

(1) 構成単位

別紙2のタイプ分けを参考として、「分割発注にて実施される大規模開発工事の際に設置される協議会」など、既存の枠組みを活用しつつ、各工事エリアの状況に応じた「エリア別協議組織」を近接、密集する工事エリアごとに設置すること。

なお、「エリア別協議組織」の設置については、事業者の主体的な取組により実施することが適当であるが、異なる発注の工事が近接、密集して同一エリア内で行われているにも関わらず、「エリア別協議組織」が設置されていない場合等、輻輳作業による労働災害の発生が懸念される場合には、署は関係事業者に対し、エリア別協議組織の設置や、関係事業者間の連絡調整の実施について助言・指導を行うこと。

(2) 構成員

近接、密集する工事エリア内で施工される工事の元方事業者及び発注者を構成員とすること。

なお、署は、「エリア別協議組織」が労働災害防止上有益なものとなるよう、各工事の実態や、輻輳の度合いを踏まえ、必要に応じ、以下(3)に掲げる幹事の選定や(4)に掲げる検討事項等についても併せて助言・指導を行うこと。

(3) 幹事

「エリア別協議組織」の幹事は、発注者に指名された元方事業者を基本とし、発注者が複数存在する場合には、発注者相互の協議により選定する。

なお、発注者は、当該エリアで行われる工事の全体工程や工事内容を勘案し、工事に最も影響を及ぼす元方事業者の中から幹事を選定する。

(4) 検討事項等

「エリア別協議組織」において独自の事項を設定することも差し支えないものとするが、近接、密集して工事が行われることによる労働災害を防止するための事項として、次のような事項を検討することが適当であると考えられる。

ア 工程情報の共有

イ 隣接工区・現場で行われる作業の連絡調整

ウ 資材搬入経路の統一

エ 安全衛生に関する標識等の統一

オ 安全衛生教育の共同実施

カ 再発防止検討会の合同開催

キ 安全衛生パトロールの合同開催

(別添)

基 安 発 1021 第 1 号

平成 23 年 10 月 21 日

別記の団体等の長 あて

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に係る災害復旧工事における労働災害防止対策については、平成 23 年 3 月 18 日付け基安安発 0318 第 2 号及び基安化発 0318 第 9 号「東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」等に基づき、関係行政機関等と連携のもと、被災地における災害復旧・復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を推進しているところです。

被災地においては、地域によって進捗状況に差はあるものの、津波によって発生・漂着した「建築物等の残がい」や「流木」等の「がれき」の処理作業が一定程度終了し、住宅やビルなどの建築物等の解体工事が行われているところですが、今後、「まちづくり」の本格化に伴い、一定のエリア内で複数の工事が近接・密集して行われること等が予想されることから労働災害の発生が懸念されるところです。

本年 6 月に立ち上げられた「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」においても、同様の問題意識から議論がなされ、①「工事エリア」ごとに関係者が安全衛生対策を協議するための組織、② ①を円滑に設置・運営するための「県単位」又は「地区単位」の連絡会議を早急に設置する必要がある旨の議論がなされたところです。

つきましては、別紙のとおり、「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置要綱」を定めたので、御了知の上、連絡会議への協力、エリア別協議組織の円滑な設置・運営等、復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進に特段の御配慮をお願いします。

(別記団体等)

【関係発注機関】

国土交通省大臣官房技術審議官

農林水産省農村振興局整備部長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

岩手県知事

宮城県知事

福島県知事

【建設業関係団体】

社団法人全国建設業協会

社団法人日本建設業連合会

社団法人建設産業専門団体連合会

社団法人全国解体工事業団体連合会

社団法人全国中小建築工事業団体連合会

社団法人住宅生産団体連合会

建設業労働災害防止協会

基 安 発 1021 第 2 号
平成 23 年 10 月 21 日

都道府県労働局長 殿
(岩手、宮城、福島の3労働局を除く)

厚生労働省労働基準局
安 全 衛 生 部 長
(公 印 省 略)

東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について

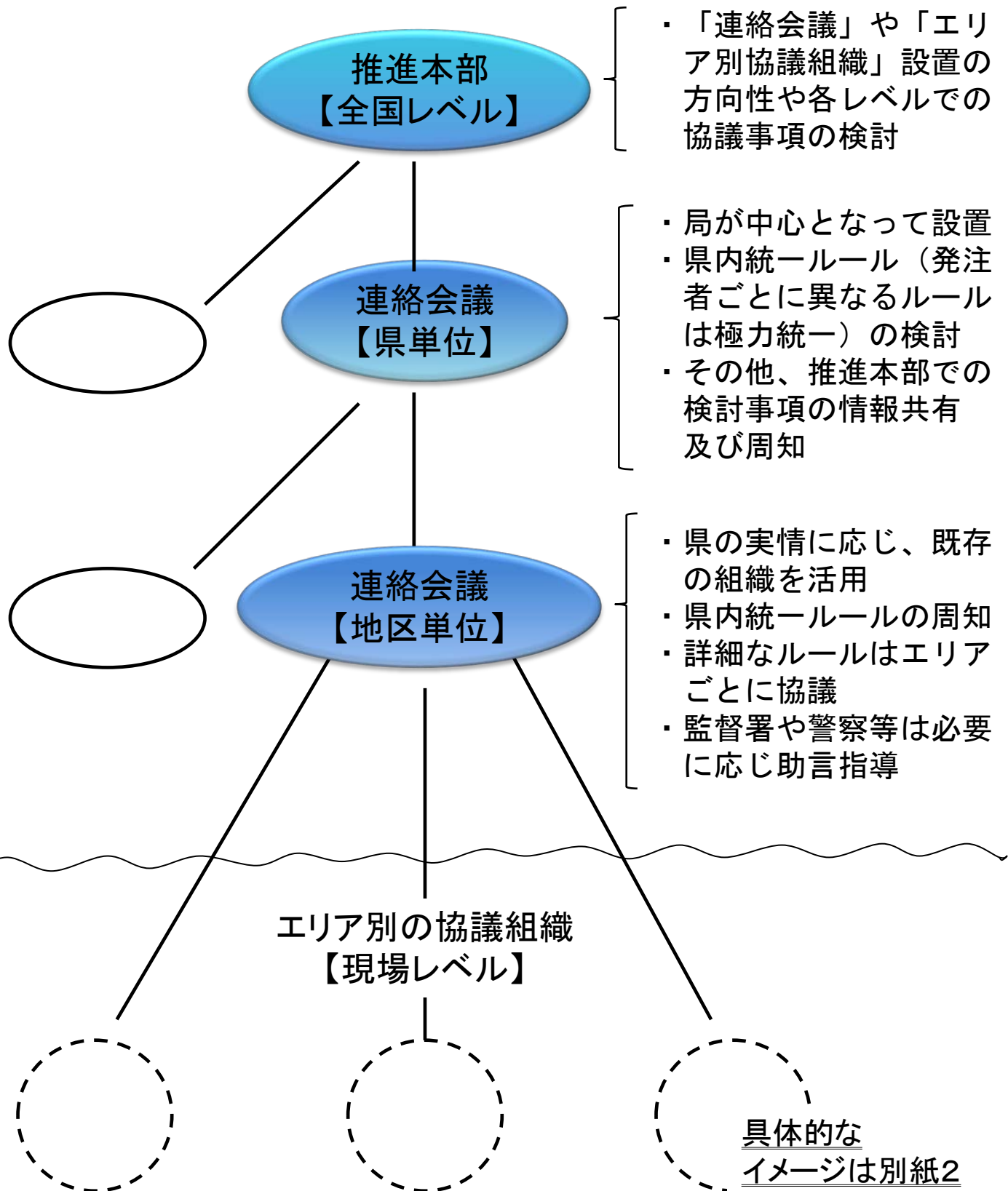
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に係る災害復旧工事における労働災害防止対策については、平成 23 年 3 月 18 日付け基安安発 0318 第 2 号及び基安化発 0318 第 9 号「東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」等に基づき、関係行政機関等と連携のもと、被災地における災害復旧・復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を推進しているところである。

被災労働局管内においては、地域によって進捗状況に差はあるものの、津波によって発生・漂着した「建築物等の残がい」や「流木」等の「がれき」の処理作業が一定程度終了し、住宅やビルなどの建築物等の解体工事が行われているところであるが、今後、「まちづくり」の本格化に伴い、一定のエリア内で複数の工事が近接・密集して行われること等が予想されることから労働災害の発生が懸念されるところである。

今般、本年 6 月に立ち上げられた「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」においても、同様の問題意識から議論がなされ、①「工事エリア」ごとに関係者が安全衛生対策を協議するための組織、② ①を円滑に設置・運営するための「県単位」又は「地区単位」等の連絡会議を早急に設置する必要があるとの合意がなされたことを踏まえ、岩手、宮城、福島 の 3 労働局に対し、別添のとおり、連絡会議及びエリア別協議組織の円滑な設置・運営を指示したところであるので了知されたい。

また、東日本大震災による被害がなかった局管内においても、台風等による被害に伴って実施される復旧・復興工事において一定のエリア内で複数の工事が近接・密集して行われる等の実態が認められる場合には、別添に準じ、復旧・復興工事における労働災害防止対策に遺漏なきを期されたい。

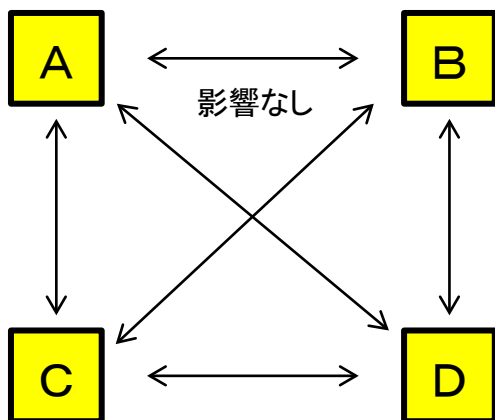
「連絡会議」と「エリア別協議組織」の役割



「エリア別協議組織」設置のイメージ

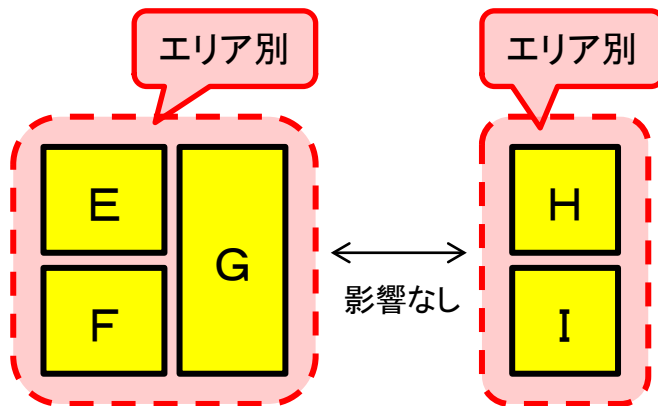
エリア別 エリア別で協議すべき範囲

タイプA(独立・点在型)



- ・ 「A」～「D」の現場は相互に影響を及ぼさないため、「エリア別協議組織」の設置は不要

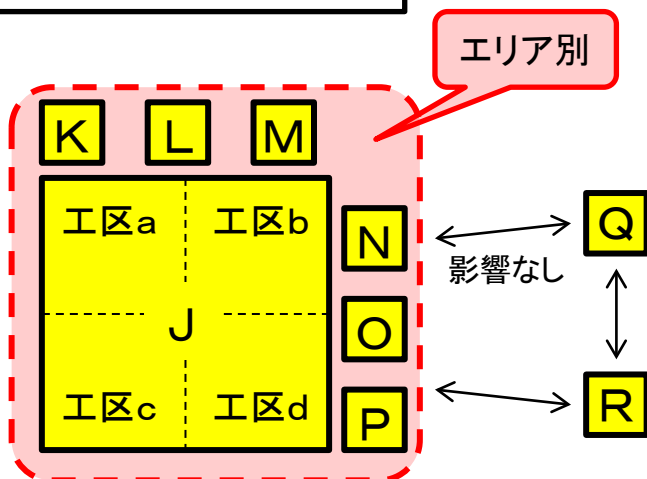
タイプB(近接・密集型)



※署等が現場指導時にエリア別協議組織の設置を指導

- ・ 影響を及ぼす範囲ごとに「エリア別協議組織」の設置が必要

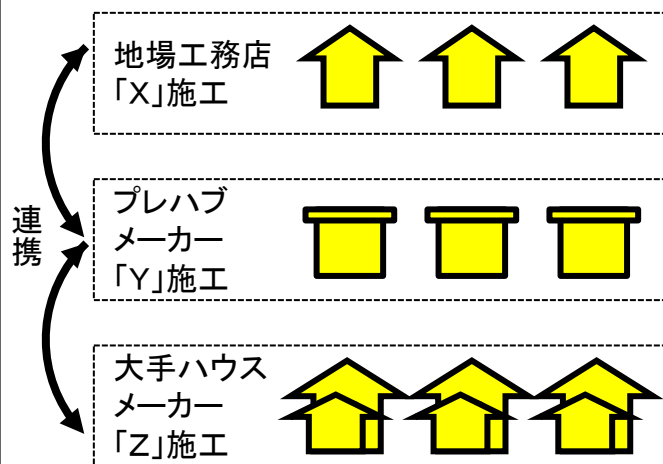
タイプC(大規模開発型)



※署等がエリア別協議組織の設置若しくはエリア別協議組織への参加を指導

- ・ 「大規模開発」現場「J」では、各工区を集めた協議体制を構築
- ・ 「J」に近接する工事のうち、影響範囲(「K」～「P」)にある現場を既存の協議体制に含め、「エリア別協議組織」とすることが適当

タイプD(住宅団地型)



- ・ 「住宅団地」の場合、それほど輻輳は予想されないが、「資材の搬入」や「大型機械の使用」等相互に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 「エリア別協議組織」の設置までは要しないが、各住宅施工業者が、必要の都度、連携することが必要